

公益財団法人高知県国際交流協会ボランティア登録制度要綱

1. 趣 旨

県内での国際交流活動の活性化を図るとともに、在住外国人の高知での生活を支援し、国際理解・国際親善を推進するため、高知県国際交流協会（以下当協会）国際交流ボランティア登録制度要綱を定めるものとする。

2. 登録資格

(1) 高知県内で活動できる満 18 歳以上の人

※ただし「外国人生活相談センターサポーター」については、20歳以上であること

(2) 原則電子メールで情報伝達ができる人

3. 登録分野および活動内容

(1) 一般語学ボランティア：国際交流団体のイベントなどの通訳、催事情報などの翻訳

(2) 災害時語学ボランティア：災害前の在住外国人への啓発及び災害時における通訳・翻訳

(3) 日本語ボランティア：在住外国人等への日本語学習の支援

(4) ホストファミリー：外国人を家庭に受け入れ、交流をするもの

(5) 外国人生活相談センターサポーター：

別途「高知県外国人生活相談センターサポーター制度要領」で定める内容による

4. 必要とされる基準の目安（各分野の活動内容が実践できるレベル）

(1) 一般語学ボランティア・災害時語学ボランティア

手紙の翻訳や日常会話の通訳（外国語⇔日本語）が問題なくできること

(2) 日本語ボランティア

日本語教育に関する知識を有すること（当協会開催日本語ボランティア養成講座受講者を含む）、または日本語指導経験を有すること

(3) ホストファミリー

家族全員の合意が得られていること

5. 登録の方法

「KIA ボランティア登録申込書」を当協会に提出し登録を行う。

6. 登録期間

登録の期間は 2 年とし、とくに辞退の申し出がない場合は引き続き登録を継続するものとする。なお、連絡が一定期間取れない場合、本人より申出があった場合、登録者として不適格な事実があった場合には登録を取り消す。

7. 報酬及び実費負担

実際の活動に際しては、利用者とボランティアの方々が直接交渉し活動そのものについて協会はその責任を負わない。ただし外国人生活相談センターサポーターについては別途「高知県外国人生活相談センターサポーター制度要領」で定めるものとする。

8. 個人情報の取り扱いについて

(1) 申込時及び登録内容変更時に登録した個人情報は、当協会において、「公益財団法人高知県国際交流協会個人情報保護規程」に従って取り扱う。

(2) 個人情報として取得した登録者のメールアドレスなどの利用目的は、当協会のボランティア活動の範囲に限定し、この目的を超える利用は行わない。ただし市町村役場への情報提供に同意をいただいた場合は、市町村に登録内容を情報提供する。

(3) 個人が特定できないように処理・加工したボランティアに関する統計資料については、個人情報の取り扱いには該当しないものとし、公開することがある。

9. 事故の責

ボランティア活動から生じた損害について、当協会はその責任を負わないものとする(ただし災害時語学ボランティアのうち、当協会を通じてボランティア活動保険に加入しているものや、高知県外国人生活相談センターサポーターでボランティア保険に加入しているものは保険の範囲内で対応する)。

附 則 1 この要綱は、令和2年3月24日から適用する。